

平成29年度 飯豊町参考賃借料

参考賃借料は、貸し手・借り手農家が賃借料を設定するときの目安としてご利用ください。

実際の賃借料の額については、貸し手・借り手双方で十分協議して決めてください。

参考賃借料額表（圃場の形状は 30a 区画を想定しています）

農地区分		10a 当たり参考賃借料	備 考
田	1 級 地	17,000円	農業共済組合の引き受け基準収量 10a 当たり 600kg 以上の水田
	2 級 地	14,000円	農業共済組合の引き受け基準収量 10a 当たり 530kg 以上 600kg 未満の水田
	3 級 地	10,000円	農業共済組合の引き受け基準収量 10a 当たり 460kg 以上 530kg 未満の水田
	4 級 地	6,000円	農業共済組合の引き受け基準収量 10a 当たり 460kg 未満の水田
畑	普通畑	3,000円	特殊作物を除く

- 適用時期 この参考賃借料は**平成 29 年 4 月 1 日**より適用します。
- 転作の関係
水田の参考賃借料は、水稻が 10a 作付けされたものとして算定しております。
転作については、転作物や奨励金等を考慮のうえ当事者間で十分話し合いのうえ、賃借料を決めてください。
- 圃場条件の関係
圃場の形状は標準的な 30a 区画を想定していますので、形状や畦畔の大きさ等が標準的な圃場と大きく異なる場合は、当事者間で十分話し合いのうえ賃借料を決めてください。
- 土地改良費関係
土地改良事業費(特別賦課金)は所有者(貸し手)が負担し、経常経費(維持管理費・一般賦課金)は耕作者(借り手)が負担するものとして算定されています。
- その他
農地の賃貸借契約を解約または満期終了する場合は、契約時点の農地の状態に復して返還することが原則です。当事者間で十分話し合いのうえ返還してください。

農地に関することは、地元の農業委員又は農業委員会事務局(電話 87-0524)へご相談ください。

飯 豊 町 農 業 委 員 会